

勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法

勤務形態一覧表は4週分のものでなく、暦月(毎月1日から末日)分のもので作成します。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(○ 年 ○ 月分) サービス種類 (通所介護・横浜市通所介護相当サービス)

1単位目 定員: 20名 サービス提供時間: 7時間 事業所名(デイサービス みなと)

通所介護、介護予防通所介護、横浜市通所介護相当サービスの指定を受けているのであれば、職員は両サービスを兼務していることになるので、勤務形態は常勤であればB、非常勤であればDになります。

個別機能訓練加算
若年性認知症利

サービス提供時間: 7時間

口腔機能向上加算: あり
入浴介助加算: あり

職 種	勤務形態	資格	氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	○月の合計	常勤換算後の人数
				木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
管理者	B		横浜 二郎	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		88	—
生活相談員	B	介護福祉士	横浜 二郎	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		88	0.5
生活相談員	B	社会福祉主事任用資格	元町 太郎	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		176	1
機能訓練指導員	B	理学療法士	臨海 花子	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		176	1
看護職員	B	看護師	尾上 美智代	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			休	8	8	8	8		176	1
介護職員	B	介護福祉士	山下 さくら	8											8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			休	8	8	8	8		176	1
介護職員	B	介護福祉士	伊勢佐木 洋子	8											8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		176	1
介護職員	D	介護福祉士	野毛 菊代	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6		132	0.75
計																																			1100	6.25

他の職務と兼務している場合は職務ごとの勤務時間を記載します。

資格要件が求められている職種については、その資格を記載してください。(加算で資格が求められている職種も含む。)

勤務時間は休憩時間を除いた実労働時間で記載します。また、時間外の勤務時間についても除いてください。

常勤職員は、他の職務を兼務していないのであれば、合計時間数に係らず常勤換算は1となります。常勤職員が他の職務を兼務している場合、非常勤職員の場合、月途中に採用、又は、退職の場合は、「それらの人の勤務合計時間÷常勤職員の勤務すべき時間数」で常勤換算数を算出します。ただし、一人の非常勤職員が勤務時間数として算入することができるのは常勤職員の勤務すべき時間数までとなります。

常勤職員の休暇等については、暦月で1月を超える休暇等を除き、常勤換算の計算上、勤務したものとみなすことができます。その場合、勤務形態一覧表には「休」と記載してください。非常勤職員の休暇は勤務したものとしては認められません。

$(88+132) \div 176 = 1.25$
 $1 \times 5人 + 1.25 = 6.25$
 ※小数点第2位以下切り捨て

勤務形態 A 常勤専従 B常勤兼務 C非常勤専従 D非常勤兼

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 5 日 (a) 週 40 時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 8 時間 (c)

○月の常勤職員が通常勤務すべき日数 22.0 日 (d)

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足し上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 $(a) \times 4 + (\text{月の日数} - 28) \times (a) \div 7$

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) 176 時間 (e)

常勤換算 常勤専従職員の人数 + (非常勤職員等の勤務時間数合計 ÷ 常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))

常勤職員の勤務すべき時間数が事業所で複数設定されることは通常想定されません。